

○愛媛県出資法人経営評価指針 新旧対照表

改定後	改定前
<p>I 指針策定の目的</p> <p>本県が資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資又は出えんする法人は、行政が直接対応することが困難又は行政が直接対応するよりも効果的・効率的に実施することが可能な分野において、民間の経営ノウハウ等を活用しながら公共的な事業を実施することを目的に設立され、県民サービスの充実に重要な役割を果たしてきた。</p> <p>県では、これまでも行政改革の一環として「行政改革大綱」（平成8～10年度）、「新行政改革大綱」（平成11～13年度）、「行政システム改革大綱」（平成14～17年度）、「構造改革プラン」（平成18～22年度）、「新しい行政改革大綱」（平成23年～26年度）及び「新しい行政改革大綱（第2ステージ）」（平成27年～30年度）に基づき必要な見直しを行いながら法人の廃止、統合等に積極的に取り組んできており、その結果、本県が資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資又は出えんしている法人数は、既に全国最少レベルのものとなっている。</p> <p>これらの法人のうち、本県が4分の1以上出資又は出えんしている法人については</p> <hr/> <p>、外部評価機関として「愛媛県出資法人経営評価専門委員会」（以下「経営評価専門委員会」という。）を設置の上、点検評価を行い、経営改善を進めてきた。</p> <p>一方、国は、<u>地方公共団体に対し</u>、平成26年8月に「第三セクター等の経営健全化等に関する指針」を策定し、第三セクターの効率化、経営健全化及び地域活性化等に資する有意義な活用の両立に取り組むよう要請を行っているほか、平成30年2月に「第三セクター等の経営健全化方針の策定について」により、特に財政的リスクが</p>	<p>I 指針策定の目的</p> <p>本県が資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資又は出えんする法人は、行政が直接対応することが困難又は行政が直接対応するよりも効果的・効率的に実施することが可能な分野において、民間の経営ノウハウ等を活用しながら公共的な事業を実施することを目的に設立され、県民サービスの充実に重要な役割を果たしてきた。</p> <p>県では、これまでも行政改革の一環として「行政改革大綱」（平成8～10年度）、「新行政改革大綱」（平成11～13年度）、「行政システム改革大綱」（平成14～17年度）、「構造改革プラン」（平成18～22年度）及び「新しい行政改革大綱」（平成23年～26年度）</p> <hr/> <p>に基づき必要な見直しを行いながら法人の廃止、統合等に積極的に取り組んできており、その結果、本県が資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資又は出えんしている法人数は、既に全国最少レベルのものとなっている。</p> <p>これらの法人のうち、本県が4分の1以上出資又は出えんしている法人については、<u>「新しい行政改革大綱」の推進期間中、公益法人の新体系への移行を含めた集中的な改革・見直しに取り組むとともに</u>、外部評価機関として「愛媛県出資法人経営評価専門委員会」（以下「経営評価専門委員会」という。）を設置の上、点検評価を行い、経営改善を進めてきた。</p> <p>一方、国は、平成26年8月に「第三セクター等の経営健全化等に関する指針」を策定し、第三セクターの効率化、経営健全化及び地域活性化等に資する有意義な活用の両立に取り組むよう、<u>地方公共団体に要請を行っている</u></p>

高いと認められる出資法人が存する場合は、地方自治体に対して、経営健全化方針の策定と公表が求められているところである。

これらを踏まえ、本県における今後の経営評価については、引き続き法人の設立目的、事業の公益性、県の施策との関係など、法人が有する公共性の観点や今後の経営方針を勘案しながら行うものとし、これらの取組により県が出資又は出えんする法人の経営健全化及び効率的運営の実効性の確保を図るとともに、有効な活用の検討を進めるものとする。

II 対象法人及び経営評価期間

1 対象法人 省略

2 経営評価期間

平成31年度から34年度までの4か年とする。

_____。

これらを踏まえ、本県における今後の経営評価については、引き続き法人の設立目的、事業の公益性、県の施策との関係など、法人が有する公共性の観点や今後の経営方針を勘案しながら行うものとし、これらの取組により県が出資又は出えんする法人の経営改善及び効率的運営の実効性の確保を図るとともに、有効な活用の検討を進めるものとする。

《出資法人数が少ない都道府県》（平成25年3月末現在）

順位	県名	出資法人数	うち出資比率25%以上（順位） <small>（注2）</small>
第1位	奈良県	28	18（1）
第2位	香川県	31	26（14）
第3位	山口県	33	21（2）
第4位	愛媛県	34	21（2）
第5位	徳島県	34	25（8）

（注）1 「平成25年度第三セクター等の状況に関する調査」結果
（平成25年12月 総務省）を基に整理

2 出資している地方公共団体のうち、その都道府県の出資比率が最も大きな出資法人数。ただし、上記調査の対象外である社会福祉法人や信用保証協会は除く。

II 対象法人及び経営評価期間

1 対象法人 省略

2 経営評価期間

平成27年度から30年度までの4か年とする。

表－1 対象法人(平成30年4月現在) (単位:千円、%)

出資法人名	出資総額	県出資金額	県出資比率
社団法人・財団法人(15法人)			
省略			
会社法法人(4法人)			
省略			
社会福祉法人(1法人)			
省略			
特別法人(1法人)			
愛媛県土地開発公社	30,000	30,000	100.0
合 計: <u>21 法人</u>			

(注) 省略

表－1 対象法人(平成26年4月現在) (単位:千円、%)

出資法人名	出資総額	県出資金額	県出資比率
社団法人・財団法人(15法人)			
省略			
会社法法人(4法人)			
省略			
社会福祉法人(1法人)			
省略			
特別法人(2法人)			
愛媛県土地開発公社	30,000	30,000	100.0
愛媛県住宅供給公社	<u>10,000</u>	<u>10,000</u>	<u>100.0</u>
合 計: <u>22 法人</u>			

(注) 省略

Ⅲ 基本的取組事項

出資法人は、県からの出資等により設立され、県の財政的・人的支援を受けているものの、独立した法人格を有しており、その経営の効率化・健全化については、本来それぞれの出資法人が自ら主体的に取り組むべきものである。

一方、県は、出資法人のうち、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」(平成18年法律第49号。以下「認定法」という。)第2条に規定する公益社団法人又は公益財団法人(以下「公益法人」という。)について、監督を行うべき行政庁であるとともに、その他の出資法人についても、法人の種別により関与の度合いに違いがあるものの、出資者として、その経営等に関して一定の責任を負う立場にあり、出資法人の見直しに当たっては、県と出資法人とが共通の理解と認識の下で取り組んでいくほか、法人の運営状況を適宜把握し、財政的なリスクがある場合に

Ⅲ 基本的取組事項

出資法人は、県からの出資等により設立され、県の財政的・人的支援を受けているものの、独立した法人格を有しており、その経営の効率化・健全化については、本来それぞれの出資法人が自ら主体的に取り組むべきものである。

一方、県は、出資法人のうち、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」(平成18年法律第49号。以下「認定法」という。)第2条に規定する公益社団法人又は公益財団法人(以下「公益法人」という。)について、監督を行うべき行政庁であるとともに、その他の出資法人についても、法人の種別により関与の度合いに違いがあるものの、出資者として、その経営等に関して一定の責任を負う立場にあり、出資法人の見直しに当たっては、県と出資法人とが共通の理解と認識の下で取り組んでいく

は、その解消に向けて計画的に取り組むことが必要である。

このようなことから、次のとおり、引き続き、県と出資法人が
_____ 取り組んでいくべき基本的事項を明示し、出資法人の経営改善及び効率的運営の確保を図ることとする。

1 出資法人の自主性・自律性の向上

法人は独立した事業主体として自らの責任で事業を遂行するものであり、本来の出資法人のあるべき姿として、出資法人自らが自主性・自律性を発揮することにより、県民へのサービスの充実が図られなくてはならない。

出資法人においては、法人の自主性・自律性の一層の向上を目指し、健全な経営体制を確保するため次のとおり取組を進める。

(1) 組織体制の見直し 省略

(2) 経営基盤の充実・強化

①事業の見直しと他団体との連携促進 省略

②収支構造の改善

収支構造を改善する観点から、収益事業の展開、賛助会費の徴収や利用者負担金の導入・利用者負担金額の見直し、PR活動強化による利用料の増収、広報誌・ホームページ等を活用した広告料収入の確保など、収入増加に向けたあらゆる取組を行う。特に、近年の低金利による運用益の減少に伴う収入減等の影響により、収支構造が不安定となっている法人が見受けられることから、今後の運営に支障がないよう十分注視する。

なお、公益法人については、事業を実施するに当たり、認定法に規定する以下の事項に留意する。

○公益目的事業を行うことを主たる目的とすること(認定法第5条第1号)

○投機的な取引、高利の融資その他の事業であって公益法人の社会的信用を維持する上でふさわしくないもの

_____ ことが必要である。

このようなことから、次のとおり、引き続き、県と出資法人が基本的に取り組んでいくべき事項 _____ を明示し、出資法人の経営改善及び効率的運営の確保を図ることとする。

1 出資法人の自主性・自律性の向上

法人は独立した事業主体として自らの責任で事業を遂行するものであり、本来の出資法人のあるべき姿として、出資法人自らが自主性・自律性を発揮することにより、県民へのサービスの充実が図られなくてはならない。

出資法人においては、法人の自主性・自律性の一層の向上を目指し、健全な経営体制を確保するため次のとおり取組を進める。

(1) 組織体制の見直し 省略

(2) 経営基盤の充実・強化

①事業の見直しと他団体との連携促進 省略

②収支構造の改善

収支構造を改善する観点から、収益事業の展開、賛助会費の徴収や利用者負担金の導入・利用者負担金額の見直し、PR活動強化による利用料の増収、広報誌・ホームページ等を活用した広告料収入の確保など、収入増加に向けたあらゆる取組を行う。

なお、公益法人については、事業を実施するに当たり、認定法に規定する以下の事項に留意する。

○公益目的事業を行うことを主たる目的とすること(認定法第5条第1号)

○投機的な取引、高利の融資その他の事業であって公益法人の社会的信用を維持する上でふさわしくないもの

又は公の秩序若しくは善良の風俗を害するおそれのある事業を行わないこと（同第5号）

- 公益目的事業について、当該事業に係る収入がその実施に要する適正な費用を償う額を超えないと見込まれるものであること（同第6号）
- 公益目的事業以外の事業を行う場合には、当該事業を行うことによって公益目的事業の実施に支障を及ぼすおそれがないものであること（同第7号）
- その事業活動を行うに当たり、毎事業年度における公益目的事業比率が100分の50以上となるように公益目的事業を行わなければならないこと（同第8号及び第15条）

また、業務手順の抜本的な見直しや事業積算の見直し、IT化の推進等による事務費の削減、アウトソーシングの推進など、徹底した経費の削減を図る。

③資金の管理運用の適正化

出資法人の基本財産及び運用財産の管理運用に当たっては、あらかじめその運用に関する方針・基準を明確にし、効率的な管理運用に努めるとともに、運用リスクに対して十分配慮する。また、安定的に事業を実施し、各法人が果たすべき役割を滞りなく遂行できるよう、資金運用に当たっては、社会情勢や金利動向について情報収集に努め、中長期的な事業計画に基づき、適宜、運用のあり方を見直さなければならない。

なお、資金調達については、県の財政健全化と当該出資法人の自主的な経営の観点から、県の信用に依存するのではなく、出資法人が行う事業自体の収益性に着目した資金調達（プロジェクト・ファイナンスの考え方に立った資金調達）をはじめとする自律的な資金調達を基本とするよう検討する。

又は公の秩序若しくは善良の風俗を害するおそれのある事業を行わないこと（同第5号）

- 公益目的事業について、当該事業に係る収入がその実施に要する適正な費用を償う額を超えないと見込まれるものであること（同第6号）
- 公益目的事業以外の事業を行う場合には、当該事業を行うことによって公益目的事業の実施に支障を及ぼすおそれがないものであること（同第7号）
- その事業活動を行うに当たり、毎事業年度における公益目的事業比率が100分の50以上となるように公益目的事業を行わなければならないこと（同第8号及び第15条）

また、業務手順の抜本的な見直しや事業積算の見直し、IT化の推進等による事務費の削減、アウトソーシングの推進など、徹底した経費の削減を図る。

③資金の管理運用の適正化

出資法人の基本財産及び運用財産の管理運用に当たっては、あらかじめその運用に関する方針・基準を明確にし、効率的な管理運用に努めるとともに、運用リスクに対して十分配慮する。

なお、資金調達については、県の財政健全化と当該出資法人の自主的な経営の観点から、県の信用に依存するのではなく、出資法人が行う事業自体の収益性に着目した資金調達（プロジェクト・ファイナンスの考え方に立った資金調達）をはじめとする自律的な資金調達を基本とするよう検討する。

④監査体制の強化 省略

(3) 役職員数及び給与制度の見直し 省略

(4) 経営におけるP D C Aサイクルの実践 省略

2 県の関与の適正化

出資法人の経営は、原則として自助努力により行われるべきものであるが、性質上、当該法人の経営に伴う収入をもって充てることが客観的に困難と認められる経費については、県が支援を行うこともやむを得ないものと考えられる。

このため、これまで県は、財政的・人的関与を通じて、出資法人の適正な業務運営を支援してきたが、過度の支援は、出資法人の自主性・自律性を阻害し、経営責任が不明確となる要因になり得ることも十分留意しなければならない。

また、県と出資法人が一体的なものであるとの誤解や県が出資法人の債務等について暗黙の保証を行っているとの誤解等を他の出資者、利害関係者から受けることがないように、それぞれの法的責任及び財政的負担の範囲を明確に示しておくことが必要である。

さらに、出資法人は、将来にわたり設立の目的とする事業を継続することを前提とするものの、その役割を終えたものや将来にわたっても採算性がないと判断されたものについては、整理や県の関与の解消等の検討を行う必要がある。

これらを踏まえ、県は出資法人と連携し、当該法人の自律の度合いなどを考慮しながら、出資法人による自己決定・自己責任を基本とした自律的な経営を行う仕組みを構築するための取組をさらに進める。

(1) 財政的関与の見直し 省略

④監査体制の強化 省略

(3) 役職員数及び給与制度の見直し 省略

(4) 経営におけるP D C Aサイクルの実践 省略

2 県の関与の適正化

出資法人の経営は、原則として自助努力により行われるべきものであるが、性質上、当該法人の経営に伴う収入をもって充てることが客観的に困難と認められる経費については、県が支援を行うこともやむを得ないものと考えられる。

このため、これまで県は、財政的・人的関与を通じて、出資法人の適正な業務運営を支援してきたが、過度の支援は、出資法人の自主性・自律性を阻害し、経営責任が不明確となる要因になり得ることも十分留意しなければならない。

また、県と出資法人が一体的なものであるとの誤解や県が出資法人の債務等について暗黙の保証を行っているとの誤解等を他の出資者、利害関係者から受けることがないように、それぞれの法的責任及び財政的負担の範囲を明確に示しておくことが必要である。

さらに、出資法人は、将来にわたり設立の目的とする事業を継続することを前提とするものの、その役割を終えたものや将来にわたっても採算性がないと判断されたものについては、整理や県の関与の解消等の検討を行う必要がある。

これらを踏まえ、県は出資法人と連携し、当該法人の自律の度合いなどを考慮しながら、出資法人による自己決定・自己責任を基本とした自律的な経営を行う仕組みを構築するための取組をさらに進める。

(1) 財政的関与の見直し 省略

(2) 人的関与の見直し 省略

① 県派遣職員の計画的引揚げ

県職員の出資法人への派遣について、県は「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」（平成12年法律第50号）等の趣旨を踏まえ、派遣目的、職務、期間等を明確にした上で、必要最小限の人数とするとともに、事業が軌道に乗った場合など、適時適切に派遣の必要性や人数を見直すこととし、出資法人の経営改善策やプロパー職員の人材育成策等と連動して計画的に派遣職員の引揚げを図る。

② 県退職者の役職員就任の見直し 省略

③ 代表者等への充て職の抑制 省略

(3) 出資法人の設立 省略

(4) 出資法人の活用

出資法人においては、民間企業と同様の機動的、効率的な経営手法で行政の補完・代行機能を果たすことにより、まちづくり、福祉、インフラの提供、地域活性化等の分野の事業について、行政よりも柔軟に対応できる特性を活かし、より効果的な事業運営が可能となる場合がある。

また、民間企業の立地が期待できない地域（特に中山間地域及び離島等）においても、出資法人が関与することにより、産業振興、地域活性化等に貢献することが期待される。

このため、県は、本指針の内容に十分留意しながら、公共性と企業性を併せ持つ出資法人が有する各々の長所を踏まえ、各法人の設立趣旨に応じ、地域活性化等への積極的な関与を促し、出資法人の有効な活用を図るとともに、法人間の連携を図り、相乗効果が得られる取組の促進について検討する必要がある。

(2) 人的関与の見直し 省略

① 県派遣職員の計画的引揚げ

県職員の出資法人への派遣について、県は「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」（平成12年法律第50号）等の趣旨を踏まえ、派遣目的、職務、期間等を明確にした上で、必要最小限の人数とするとともに、事業が軌道に乗った場合など、適時適切に派遣の必要性や人数を見直すこととし、出資法人の経営改善策や_____人材育成策等と連動して計画的に派遣職員の引揚げを図る。

② 県退職者の役職員就任の見直し 省略

③ 代表者等への充て職の抑制 省略

(3) 出資法人の設立 省略

(4) 出資法人の活用

出資法人においては、民間企業と同様の機動的、効率的な経営手法で行政の補完・代行機能を果たすことにより、まちづくり、福祉、インフラの提供、地域活性化等の分野の事業について、行政が直接実施するよりも有効に実施すること _____が可能となる場合がある。

また、民間企業の立地が期待できない地域（特に中山間地域及び離島等）においても _____、産業振興、地域活性化等に資する場合がある _____。

このため、県は、本指針の内容に十分留意しながら、公共性と企業性を併せ持つ出資法人が有する各々の長所を踏まえ、法人自体 _____の有効な活用を図るとともに、法人間の連携を図り、相乗効果が得られる取組の促進について検討する必要がある。

3 法人情報等の積極的な開示等 省略

IV 出資法人の経営評価 省略

3 法人情報等の積極的な開示等 省略

IV 出資法人の経営評価 省略